

(1) 重大事態発生の判断

現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定平成 29 年 3 月 14 日〕）】

一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、**1回以上**、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみならず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的な状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

同第2号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものととして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの重大事態ではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 自殺を企図したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

① 法による義務規定

イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断

重大事態に係る対応は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

ウ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）。

この報告書の作成に当たって、所管教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する（教育長から教育委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の2段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい。）。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

① 法による義務規定

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

現状と課題

- いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える」、「元気になった」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

具体的な取組

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：79 ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 教育支援センター等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター※21 等と連携して上記の支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性にかかわらず生じることもあるため、個々の事例の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

具体的な取組

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校のみんが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習させる。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

そのほか、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

力 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返す場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

具体的な取組

ア 保護者・P T Aの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やP T A役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⇒112・113ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な子供に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。 ⇒86・87ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言する。(いじめ以外の問題にも広く対応)

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に関わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施する。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

現状と課題

- いじめ防止対策推進法で定められた「重大事態への対処」は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められている。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しない案件となるわけではないことに留意する。

具体的な取組

ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

① 法による義務規定

イ 「不登校重大事態」における調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 2 号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の子供への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

① 法による義務規定

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 法による義務規定

1 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証

- 学校が、いじめ防止等の対策を確実に推進し、子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、常に緊張感をもって自校の取組を点検し、不断の検証を行うことが不可欠である。
- 東京都教育委員会は、いじめの認知件数と「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況を把握するために、毎年度、6月と11月のふれあい（いじめ防止強化）月間において、いじめに関する調査を実施し、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示していく。
⇒88～91ページ参照
- また、これに併せて、東京都教育委員会は、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組み、成果を上げた事例を収集し、その取組が多くで学校で共有されるよう情報発信をしていく。
- こうした年度ごとの取組の検証を通して、全ての公立学校の教職員が、対応力や指導力を高め、自信をもっていじめ問題に対峙できるようにする。

2 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール

- この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」は、東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」からの答申を踏まえて、東京都教育委員会が策定したものである。
- 条例の規定では、第4期の委員会の委員の任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までとなっている。また、その後設置予定の第5期の委員会の委員の任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなる予定である。
- これらを踏まえ、以下のスケジュールで、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の改訂を行う。

